

由利本荘市スポーツ大会派遣費補助金交付要綱

平成17年3月22日

改正 平成20年4月1日

改正 平成27年4月1日

改正 平成29年3月17日

改正 平成29年10月10日

改正 令和4年3月31日

改正 令和6年3月29日

改正 令和8年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生涯スポーツ活動及び競技スポーツ活動を支援することを目的とし、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次条の大会等において、大会要項等に基づき選手、監督又はコーチ等として出場する市民とする。

2 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特別に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条および第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助対象の大会)

第3条 補助対象の大会は、県、東北ブロック等本市を含む地域を対象とする地区予選会等を経て開催されるものとし、次の各号に掲げる大会とする。ただし、県内で開催されるもの及び由利本荘市の他の補助金の交付を受けるものは対象としない。

- (1) 国民スポーツ大会
- (2) 競技スポーツに係る全国大会

(3) 競技スポーツに係る国際大会

(4) 生涯スポーツ関連のレクリエーション大会。ただし、当該大会においては、地区予選会を経ない場合においても、当該大会主催者等が設置する選考委員会により選考されたものを含む。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象の大会へ出場するために必要な参加料、交通費、宿泊費および用具費等とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、個人、団体を問わず1人につき次の額とする。

(1) 国民体育大会及び国際大会予選会 5,000円

(2) 社会人の前号の大会以外の大会 3,000円

(3) 小学生・中学生・高校生の大会 5,000円

(4) 国際大会等のアジア地域内で開催される大会 30,000円

(5) 国際大会等の前号の大会以外の大会 50,000円

2 補助金の交付回数は、年度1回とする。ただし、由利本荘市の他の補助金の交付を既に受けている場合は、交付しない。

(補助金の申請等の手続)

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例の定めるところによる。

(補助事業の期間)

第7条 補助事業の期間は、令和9年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前のスポーツ大会派遣に係る補助金交付要綱（本荘市）又はスポーツ大会出場に係る補助金交付要綱（矢島町）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日）

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則（平成29年10月10日）

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。